

二本松市災害対策本部情報（第3号・H23.3.29発行）

原発事故に伴う食品の摂取・出荷制限について

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から福島県内で産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類およびアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取（食べる事）と出荷を差し控えるよう、カブについては出荷を差し控えるよう福島県知事に指示があったところですのでお知らせいたします。

なお、農家の皆様におかれましては、今回の原発事故による損害は、国において原子力損害の賠償に関する法律により補償される方向で検討されておりますので、生産や廃棄等の書面記録を確保されますようお願いいたします。

* 摂取や出荷の自粛を要請された本県産の食品（H23.3.27現在）

区分	品目	左記の代表例	国の要請内容
野菜	非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウルイ、畑ワサビ、クレソン、ルッコラ、ルズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう 等	摂取および出荷の自粛
	結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等	摂取および出荷の自粛
	アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等	摂取および出荷の自粛
	カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等	出荷の自粛
畜産	原乳		出荷の自粛

問い合わせ...農政課総合農政係 0243-55-5116

二本松市内の環境放射線量測定結果の推移

単位: $\mu\text{sv}/\text{h}$ (マイクロシーベルト/時間)

地点	3月28日 9:00 ~ 11:15	3月27日 13:50 ~ 16:00	3月27日 9:30 ~ 12:20	3月26日 14:00 ~ 16:00	3月26日 9:10 ~ 11:30	3月25日 14:20 ~ 16:10	3月25日 9:45 ~ 12:15	3月24日 14:20 ~ 16:20
二本松市役所	3.90	4.85	3.80	4.05	4.58	5.10	6.40	5.23
二本松住民センター	3.92	3.86	4.76	3.88	4.11	4.20	3.93	4.73
塩沢住民センター	3.28	3.98	3.08	4.14	3.32	4.00	4.18	4.49
岳下住民センター	5.18	5.95	6.06	5.73	5.55	6.98	6.22	7.30
杉田住民センター	3.86	4.03	3.32	4.13	5.11	5.08	4.69	5.89
石井住民センター	4.36	3.97	4.10	5.05	4.90	4.88	5.00	4.90
大平住民センター	3.98	3.60	4.46	5.28	4.75	4.40	4.33	5.05
岳温泉一丁目地内	0.64	0.75	0.72	0.86	0.95	1.14	0.99	1.28
安達支所	2.10	2.10	2.21	2.26	2.41	2.86	2.85	3.20
渋川住民センター	3.54	3.06	2.86	3.64	4.10	4.68	4.30	4.81
上川崎住民センター	2.90	3.06	3.09	3.28	3.47	3.74	4.45	4.01
下川崎住民センター	3.68	3.87	3.60	3.57	4.00	5.22	4.80	5.33
岩代支所	3.78	4.57	4.87	5.89	3.95	5.18	4.50	5.80
新殿住民センター	2.71	3.23	3.06	2.72	3.03	2.91	3.20	3.11
旭住民センター	1.85	2.64	2.45	2.16	2.67	2.94	2.12	2.57
田沢集会所	2.02	2.23	2.56	2.07	2.23	3.34	2.20	2.19
東和支所	3.22	3.40	3.50	3.44	3.72	3.57	3.60	3.22
木幡住民センター	4.26	4.44	4.20	4.36	4.88	4.93	4.25	4.25
太田住民センター	4.35	4.03	4.46	5.48	5.18	5.80	5.18	4.90
戸沢住民センター	3.71	3.86	4.10	4.45	4.63	5.22	4.40	4.78

測定はサーベイメーターを使用(3月21日から測定器を米国 RAESystems 社製品)

現在の二本松市の放射線量は、ただちに健康に影響を及ぼすレベルではないと考えられます。ただし、念のため外出時は、マスク、帽子、できればメガネも着用するようにしましょう。また、雨などには直接当たらないようにしましょう。テレビやラジオなどの情報に注意し、落ち着いて行動してください。市内の放射線量に関する最新の情報は、随時市のホームページ(PC版および携帯電話版)に掲載しますのでご確認ください。また、各支所・住民センターでも確認できます。

一人暮らし高齢者の見守りについて

地域に住む身近な方々のさりげない見守りや無理なくできる範囲での支援をよろしくお願ひします。

また、「新聞がたまっている」「具合が悪そうに見える」「元気がない」などの状況に気づいたら、訪問声かけのうえ最寄りの次のところに連絡をお願いします。

連絡先...

<二本松市>

- ・高齢福祉課
0243-55-5114
- ・地域包括支援センター
0243-23-3600
- ・地域包括支援センター-岩代分室
0243-55-3455
- ・安達支所地域振興課
0243-23-9074
- ・岩代支所地域振興課
0243-65-2818
- ・東和支所地域振興課
0243-66-2526

<二本松市社会福祉協議会>

- ・本所
0243-23-7867
- ・岩代支所
0243-65-2003
- ・東和支所
0243-66-2522

地震被災支援義援金へのご協力をお願いします

ご協力いただいた義援金は、被災された市民への支援の資金となります。皆様の温かいご支援をお願いします。

名称：二本松市東北地方太平洋沖地震被災支援義援金

受付期間：3月24日(木)～9月30日(金)

受付窓口：市役所企画財政課(4階)・市民課(1階)・各支所地域振興課および金融機関窓口

<金融機関での振り込みの場合>

金融機関・支店名：みちのく安達農業協同組合 本店

口座種類・口座番号：普通口座 000298

口座名義：二本松市義援金(にほんまつしぎえんきん)

義援金は、所得税および住民税の寄附金控除の対象となりますので、税務署または市へ申告されますようお願いいたします。

問い合わせ...企画財政課財政係 0243-55-5080

生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付制度

東北地方太平洋沖地震による被災世帯への一時的な生活費をお貸しします。

1. 貸付内容

・対象世帯：被災された世帯で当座の生活費を必要とする世帯
・貸付限度額：原則10万円以内(特に必要と認められる場合には20万円以内。)

・据置期間：貸付から1年以内 ・利率：無利子

・償還期限：据え置き期間終了後2年以内

2. 貸付金の交付方法

・原則として借入申込者が指定する金融機関口座に送金。

・金融機関口座に送金することができない場合は現金で交付。

3. 貸付に必要なもの

・身分を証明できるもの(住民票、健康保険証、運転免許証、年金手帳等) 実印(実印がない場合は拇印)

4. 受付窓口 二本松市社会福祉協議会(市役所安達支所内)

5. 受付開始 4月4日(月)から

問い合わせ...二本松市社会福祉協議会 0243-23-8262

4月以降の就学希望について

二本松市では、4月以降、養育されるお子様の小・中学校への就学希望についてのご相談を受け付けておりますので、下記によりお問い合わせください。

浪江町民の方については

浪江町教育委員会(0243-46-4736～0243-46-4739)に相談してください。

その後、浪江町教育委員会より二本松市教育委員会へ報告となります。

浪江町以外の方については

現在、住民登録している市町村の教育委員会に連絡のうえ、その後に下記までご相談ください。

問い合わせ...学校教育課管理係 0243-55-5151

乳幼児と共に一般住宅等に避難されている市民以外の方で市立保育所・幼稚園に入所・入園を希望される方へ

東北地方太平洋沖地震および東京電力福島第一原子力発電所の事故により、二本松市内の一般家庭等(避難施設を除く)に避難されている市民以外の方で、二本松市立保育所・幼稚園に入所・入園を希望される方は、至急下記までご連絡をお願いいたします。

連絡先...子育て支援課保育所幼稚園係 0243-55-5112

食物アレルギーのお子さんがいらっしゃる家庭へ

食物アレルギーの子を持つ親の会より、県へ支援物資の送付があり、県北保健福祉事務所で在庫管理中とのことです。

食物アレルギーがあり、除去食が手に入りにくい方はお問い合わせください。なお、数に限りがあり、すべてに対応することが困難な場合もありますので、ご了承ください。

【支援物資名】

レトルトミートソース、お菓子、米粉クッキー 等

問い合わせ...健康増進課保健係 0243-55-5110

災害ゴミ(かわら、ガラス、セトモノ)の処理について

各家庭で、地震の被害により壊れてしまった「かわら、ガラス、セトモノ」の処理については、下記により取り扱いますので、分別と排出方法を守って出すようにしてください。

なお、通常行っているごみ収集については、普段どおり収集を行います。

排出を受け入れる物	排出方法	
がれき類	少量	中身の確認できる袋(指定袋以外でも可能)を使用し、ごみ収集日に収集所に出すようにしてください。 レジ袋の使用は今回限りの扱いです。
かわら	多量	以下の施設に直接お持ち込みください。 もとみやクリーンセンター 月～金/8:30～11:30、13:00～16:30 土/8:30～11:30 東和クリーンヒル 月～土/9:00～11:30

災害ゴミ処理の際は、事前に下記までご連絡ください。

問い合わせ...もとみやクリーンセンター 0243-33-5499

または生活環境課環境衛生係 0243-55-5103

中小企業等の皆さんへ

災害復旧資金の貸付や運転資金に関する相談窓口のご案内

商工課商工振興係 0243-55-5120

二本松商工会議所 0243-23-3211

あだたら商工会 0243-23-5854 または市内各金融機関

罹災証明書の発行窓口

生活環境課市民生活係 0243-55-5102

または各支所地域振興課市民福祉係

味噌汁用の味噌・野菜の提供をお願いします

現在、各避難所において、ボランティアの方々により味噌汁等の調理・提供のご協力をいただいております。

つきましては、その材料の味噌・野菜等の支援をお待ちしておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、表面でお知らせした摂取・出荷制限品目は除きます。

【受付場所】市役所本庁、東和支所、各避難所

問い合わせ...災害対策本部物資調達係 0243-23-1111(内207.208)



左のQRコードから携帯電話版ホームページへアクセスできます。機種によってはアクセスできないこともあります。

災害全般に関する問合せ・相談窓口 / 二本松市災害対策本部総務係 0243-55-5102

編集と発行 / 二本松市災害対策本部広報班 0243-22-1580・1581・1583

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1

市HP <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>

携帯版 <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/mobile/index.html>